

平成29年10月10日

平成29年度違反建築防止週間について

石川県土木部建築住宅課 建築行政グループ
まちづくりグループ
電話 内線5309
外線076-225-1778

1. 目的

本週間は、建築基準法の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて、違反建築の未然防止を図るとともに、建築行政において違反建築物に対するより迅速かつ的確な対応を推進することによって、良好な市街地環境の形成と建築物の安全の確保に資することを目的とする。

2. 期間

平成29年10月15日（日）～10月21日（土）

3. 事業内容

(1) 一斉建築パトロール

日 時 平成29年10月19日（木）10時～15時
内 容 石川県各土木総合事務所や金沢市など特定行政庁が建築士会や建築士事務所協会と合同で各管内の建築工事中の現場に立ち入り、無届け建築はないか、確認申請の内容と相違ないか等を点検し、違反事項のあるものについては行政指導を行う。

(2) 公開建築パトロール（上記建築パトロールの公開）

（石川県土木部建築住宅課、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課及び建築関係団体の合同で実施）

日 時 平成29年10月19日（木）10時より
場 所 金沢市平和町2丁目142番地8
対象建物 住宅新築工事現場 建設工事

（参考）過去の実施結果

点検件数（いずれも違反建築等はなし。）

H28：153件 H27：125件 H26：147件

※ 取材希望の方は、別図の集合場所（現場事務所前）に午前9時50分までに集合してください。